記者発表資料

指名停止措置について

関東地方整備局は、東洋建設株式会社(所在地 東京都江東区)他1社に対して、指名停止措置を行ないました。 詳細は別紙のとおりです。

発表記者クラブ

埼玉県政記者クラブ 横浜海事記者クラブ 竹 芝 記 者 ク ラ ブ 神 奈 川 建 設 記 者 会

問い合わせ先

総務部契約課長

イテ゛ ヨシハル

井出 佳春 (内線2511)

企画部技術調査課長

ミヤザ キ カス・ユキ

宮﨑 和幸 (内線3251)

さいたま市中央区新都心2-1 電話048-601-3151(代) 〇総務部経理調達課長

ホリカワ マサヒロ

堀川 雅弘 (内線5870)

〇港湾空港部工事安全推進室長

フクハラ テツオ

福原 哲夫 (内線5708)

横浜市中区北仲通5-57

電話045-211-7412(代)

〇は本件の主務課です

指名停止措置の概要

1. 指名停止措置業者名及び住所

	指	名	停	止	対	象	業	者	住 所	
1	① 東洋建設株式会社 東京都江東区青海2-4-24									
2	若築建設株式会社							東京都目黒区下目黒2-23-18		

2. 指名停止措置期間

平成30年1月29日から平成30年2月11日まで(2週間)

3. 指名停止措置の範囲:関東地方整備局管内

4. 事実概要

当該業者らは、特定離島港湾事務所発注の平成27年度「南島島港湾岸壁築造他工事」において、工事が完了し、跡片付けのため工事用資材等を、外洋に面した岸壁において陸上クレーンによりガット船に積込み作業中、接岸していたガット船の動揺に伴い、吊荷と積込み済の貨物が接触したことで、吊荷が荷崩れを起こし、その近くで指揮をしていた船長が吊荷と床面との間に挟まれ、その後死亡する事故を発生させた。

5. 指名停止措置理由

有資格業者である当該業者らが、工事関係者事故を発生させたことは、「地方整備局(港湾空港関係)所掌の工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」(昭和59年3月31日付け港管第927号)及び「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」(昭和59年3月29日付け建設省厚第91号)別表第1第7号(安全管理措置の不適切により生じた工事関係者事故)に該当する。

<指名停止措置要領別表第1第7号>

措	置	要	件	期	間
り、工事関係			理の措置が不適り を生じさせたと認		